

東海大学付属静岡翔洋高等学校・中等部強化クラブ寮

飛翔寮について

所在地	〒424-0901 静岡県静岡市清水区三保2113
運営管理	ヤマダユニア(株) ※新寮運営管理、寮のメンテナンス、その他 翔洋高校より委託業務として
食堂管理	株式会社静岡富士サービス
洗濯場	コインランドリー式で行う。(1回:100円) 洗濯機12台・乾燥機2台
寮監(住込)	津高 宏行(ラグビー部監督) 平井 亮輔(柔道部監督) 中山 忠勝(ラグビー部コーチ)
寮費	1カ月:66,000円 (内訳) 寮費:20,000円(家賃・※食費・光熱水費・雑費・管理代他) 食費:49,000円(朝・昼・夜) 年間欠食費見込:-3,000円 ※食費49,000円-3,000円=46,000円(年間欠食費見込36,000円) ※欠食費を見込んで食費を算出しているため返金はしない。 ※クラブの試合、遠征等で食事が出来ない場合は、クラブ及び個々の対応
入寮費	20,000円(新入寮生のみ)
その他	別紙寮則を基本に運営を行う。 翔洋高等学校3番目の寮として位置付ける。

※寮費は毎月末に学費と一緒に引き落としになります。

《飛翔寮則》

第1章 総則

基本方針

寮生活を通じて自主、自立、誠実、努力、創造の精神を養うとともに、東海大学付属静岡翔洋高等学校・中等部生徒としての自覚と責任をもち、礼節を重んじ、明るく楽しい寮生活を実践する。

- 1 この寮則では、寮生相互の協力と責任において、節度ある寮生活を送ることにより社会生活のルールを学び、中高校生の本文である勉強及び部活動に専心するために必要な事項を定める。
- 2 寮生活においては、寮生としての自覚と責任に基づき、地域の模範となるよう努めること。

第2章 入寮及び退寮

- 1 翔洋高校・中等部の生徒であり、強化部所属・学校長の許可を得た者が入寮できる。別紙入寮届・寮生活誓約書を提出し、承認を得るものとする。
- 2 入寮した日から原則修業年限満了日及び寮監が退寮を認めた日までを入寮期間とする。
- 3 寮生は、中等部・高校の諸規則及び寮則を遵守し、学校長及び寮監の指示に従うものとする。
- 4 寮生は、日常生活の中から自主性を身に着け、寮の規律と上級生の指導に従って行動するとともに、上級生は下級生に対して愛情と思いやりを持って指導すること。
- 5 寮生として不適格と認められた場合は、学校長及び寮監の判断により退寮を命じる事がある。
- 6 退寮を命じられた者は、直ちに寮を退出しなければならない。
- 7 寮生の保護者は、寮生の寮内外における生活・行動に対し一切の責任を負うものとする。

第3章 役員

飛翔寮に次の役員を置く。

- 1 教職員
責任者：学校長
寮 監：2名
コーチ：1名
寮運営委員会：教頭・強化部監督
- 2 生徒
寮 長：1名
副寮長：2名
- 3 任期は1年間とする。

第4章 寮規約

(起床・消灯)

- 1 原則として起床は、原則6：45、朝礼6：50 外出門限21：00、終礼21：15、消灯23：00とする。
※消灯時に携帯電話を回収します。(23:00～6:45 寮監預かり)
ただし、試験学習・緊急を要する時等については、この限りではない。
※21：30～22：30毎日学習時間とする。ホール・食堂で各自勉強時間する。
- 2 消灯時間は厳守し消灯後は決して隣室に入ったり、雑談したり、携帯電話を使わない、大声で歌ったりして他の寮生に迷惑をかけること。
- 3 朝は定められた時刻に起床し、朝食を必ず摂る事とする。ただし、病気その他で特に寮監の許可を得た者はこの限りでない。寮内、部屋は整理整頓をすること。

(食 事)

- 1 食事は定められた時間にとること。
- 2 食事は病気以外の者を除き食堂でとること。勝手に持ち出し食堂以外の場所での食事は厳禁。
- 3 食事時間は原則として、下記の通りとする。(変更がある場合寮長より連絡する)
 - 朝食：6：30～7：45
 - 昼食：昼休み中もしくは、12：00～13：00
※通常高校生は高校食堂とする。中等部は、給食弁当とする。
※土日祝日は、飛翔寮食堂もしくは、高校食堂、弁当で対応する。
 - 夕食：18：30～20：30

(寮内について)

- 1 室内は清潔で明るく学習雰囲気づくりに努めると共に常にきちんとした部屋であるように整理整頓に努める。
- 2 壁にマジックインキ、ボールペンその他消せないもので落書やその他不適切な絵または写真・図画等をはりつけることは禁止とする。
- 3 室内の電灯は、部屋を出るときは必ず消灯すること。
- 4 外出時は、戸締まり施錠をすること。
- 5 入口の履物は、ロッカーに入れるか、自室に持ちかえること。
- 6 クーラーの使用については、7・8・9月とする。それ以外の使用は禁止する。
※必要な場合は、寮監が連絡する
- 7 登校時・外出時は、コンセントを抜き、節電に努める。
(退出後寮監が点検します)
- 8 寮内は、一部の場所を除き原則土足禁止とする。

(清掃について)

- 1 清掃は夜の点呼後、15～20分程度行うものとする。
- 2 清掃区域、場所等については寮監・寮長より支持する。
- 3 便所は常に清潔に保ち安心して用がたせるよう寮生の協力を望む。
- 4 毎週金曜日終礼後、各部屋の清掃確認を行う。

(外出について)

- 1 外出時間については寮監に確認、許可をとって外出する。
- 2 用事のある者は、早めに用をすませ21：00には帰寮すること。

(外泊について)

- 1 原則として認めないが、寮監の許可を得た場合のみ許可する。
- 2 入院・病気療養等に関しては、即時対応する。

(帰省について)

- 1 土曜日・日曜日・祝祭日に帰省する者は寮監に連絡すること。
- 2 帰省の際は部屋内を整頓し戸締りを厳重にすること。
- 3 帰省の際は洗たく物、洗面具等を片付けてから帰省すること。
- 4 感染する可能性のある病気等の場合は帰省させる。

(その他生活の心得)

- 1 規則正しい生活習慣を身につける
- 2 整理整頓を心がける。
- 3 節電・節水を実践する。
- 4 貴重品管理は自己責任とする。(5,000円以上は所持しない)
- 5 お金を含め物品の貸し借りを禁止する。
- 6 外出する際は、戸締り、火元、コンセントの確認を必ず行う。
- 7 消灯(23時)以降の携帯電話の使用を禁止する(携帯電話は23時以降寮監が管理)
- 8 携帯ゲームは良いが、ゲーム機の持ち込み。花札、麻雀等の賭け事は一切禁止とする。
- 9 飲酒、喫煙は絶対にしてはならない。
- 10 寮生以外の生徒、外部の者(寮監の許可のない者)を宿泊させてはならない。
- 11 寮内の互いの感情的対立、その他暴力は許されない。
- 12 保護者の出入りは自由とするが、原則として宿泊の場合は宿泊の手続きをして、大広間に宿泊する。寮生部屋での宿泊は認めない。
- 13 冷蔵庫に自分の物を入れる時は名前を記入する。(人の物は絶対食べない・飲まない)
- 14 寝具はときどき日光に当てること。
- 15 衣類を含む持ち物には必ず名前を書いて下さい。
- 16 各部屋での調理等は厳禁とする。(調理器具を見つけた場合、退寮まで寮監預り)

(罰 則)

- 1 たばこ・暴力・いじめ等を行った場合、則退寮
- 2 連絡のない門限破り、無断外出、外泊については、退寮とする。
- 3 寮則を破った者は、その都度寮監・管理委員会で相談の上、厳しい罰則を与える。
- 4 寮費を3か月滞納した場合も退寮扱いとする。
- 5 寮監の許可のない女性（保護者除く）の寮内の立入りを禁止する。
- 5 その他問題に関しては、学校長・管理委員会で相談して対応する。

(追記事項)

- ・感染症・ウイルス・インフルエンザ等の感染の疑いのある病気にかかった場合、自宅療養を原則とする。
- ・上記罰則以外でも、寮生活の運営を妨げるような行為が発覚した場合、寮監、学校長の判断で退寮等を通達することがある。

(所持禁止物)

- ・テレビ ・電子レンジ ・オーブントースター ・ホットプレート ・個人用冷蔵庫
- ・アイロン ・カセットガスコンロ ・娯楽グッズ

(入寮準備物)

- 1 競技用ウェア
- 2 着替え一式・制服・トレーニングウェア
- 3 健康保険証
- 4 寝具一式
- 5 洗面具一式
- 6 寮内履き用スリッパ
- 7 電気スタンド
- 8 洗濯ハンガー
- 9 その他日用品（目覚まし時計、くず入れ等）
- 10 清掃用具（各自室清掃用具、室内ほうき、雑巾、バケツ等）
- 11 自転車
- 12 勉強道具
- 13 整理用棚（3段ボックス・ファンシーケース等）